# 令和4年度高知県水道ビジョン推進協定企業募集要領

### 1 趣旨

令和2年3月に策定した「高知県水道ビジョン」の推進を行うため、効率的かつ効果的に業務を進めるとともに、民間の知恵や工夫、ノウハウを生かして、この取組に助言いただける企業に対し、内容・方法等についての企画提案を公募し、最も優れた提案を行った事業者を協定先の候補者として選定します。

### 2 協定の概要

(1) 協定名

令和4年度高知県水道ビジョン推進協定

(2) 主な協定内容

令和4年度に実施予定の高知県水道ビジョン推進の高知県の業務の助言を行うものです。

(3) 契約期間

協定締結日の翌日から令和5年3月31日まで

### 3 予算額(見積限度額)

無償

※この条件のもと、自ら責任を持って確実に実行可能な企画提案を行ってください。

# 4 協定先の選定方法

当課において、審査要領に基づき選定し決定します。

5 委託業者の資格要件

以下の要件を全て満たす者とします。

- (1) 法人格を有していること
- (2)「高知県物品購入等関係指名停止要領」、「高知県建設工事指名停止措置要綱」又は「指名回避措置基準要領」に基づき又は準用して指名停止等の措置を受けていない者であること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (4)「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定」に基づく入札参加資格 停止措置を受けていないこと又は同規定第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者 に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

(7) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号) に定める技術士(上水道及び工業用水道)の資格を有する担当者の配置が可能であること

# 6 質疑と回答

- (1) 当該案件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには答えません。
- (2) 質疑事項がある場合は、令和4年4月18日(月)午後5時15分までに別紙様式 -2により持参又は郵送(ただし、書留郵便又は配達証明に限る。)もしくはFAX、 電子メールで送付してください。持参以外の方法による場合は、送信後に電話により 着信を確認してください。
- (3) 質疑のあった事項と回答の内容は薬務衛生課ホームページに掲載します。

#### 7 企画提案参加表明書の提出及び資格審査

(1) 企画提案参加表明書

ア 企画提案書の提出意思がある場合は、以下の書類を提出してください。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2	企画提案参加表明書	A4縦	1 部
3	法人概要書	A 4 縦	1部
	登記事項証明書		1 部
	(発行3ヶ月以内)		
	会社資料	自由	1部
	(会社案内等)		
5	担当者	A 4 縦	1 部

- イ 提出方法は、持参又は郵送(ただし、書留郵便又は配達証明に限る。)とします。
- ウ 提出締切は、令和4年4月25日(月)午後5時15分(必着)とします。
- エ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県健康政策部 薬務衛生課 TEL 088-823-9577

### (2) 資格審査

# ア 資格要件の確認

企画提案参加表明書と関係書類をもとに、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、その結果を令和4年4月28日(木)までに申込者へ電子メールで通知します。

# イ 資格要件が満たなかった場合

(ア) 資格要件が満たなかった参加表明者がいた場合は、参加資格が満たなかった 旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をし た日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、県に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

(イ) 県は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から 起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

# 8 企画提案書の作成・提出等

(1) 企画提案書の作成

別途定める「令和4年度高知県水道ビジョン推進協定に関する企画提案書作成要領」 に基づいて作成してください。

(2) 提出期限

令和4年5月2日(月)午後5時15分(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送(ただし、書留郵便又は配達証明に限る。)

(4) 提出先

〒 7 8 0 - 8 5 7 0 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号 高知県健康政策部 薬務衛生課 TEL 0 8 8 - 8 2 3 - 9 5 7 7

### 9 審査及び委託業者の決定

- (1)必要に応じ、企画提案者とのヒアリングを実施することがあります。実施する場合は、日時、場所等は別途通知します。
- (2) あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、協定の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定します。
- (3)審査結果は、審査終了後速やかに全提案者に書面で通知します。 なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示 の対象となります。

高知県情報公開条例

[http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-johokoukai-index.html]

#### 10 日程

令和4年3月25日(金)募集開始

令和4年4月18日(月)質疑書の提出期限

令和4年4月25日(月)企画提案参加表明書及び資格確認書類提出締切

令和4年5月2日(月)企画提案書の提出締切

令和4年5月9日(月)(予定)審査結果通知(発送予定日)

令和4年5月中旬~5月下旬(予定) 候補者と協定内容の協議、協定書締結

# 11 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2)提出された企画提案書等は、協定者の選定作業以外に提案者に無断で使用することはありません。
- (3)提出された企画提案書等は、協定先の候補者の選定を行うにあたって、必要な範囲において複写(県庁内での使用に限ります。)します。
- (4)提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-4により提出してください。

ただし、開示・非開示の判断は、様式-4に基づき行うものではなく、様式-4を 参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-johokoukai-index.html]

(5)協定者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

### 12 その他

- (1) 企画提案書の提出は、1者1提案とします。
- (2) 提出された企画提案書等を受理した後は、その追加及び修正は認めません。
- (3)参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。なお、辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いになることはありません。
- (4) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とします。
- (5)以下の事項に該当した場合、提案者は失格になる場合があるので注意してください。 ア 企画提案書の提出が、提出期限に遅れた場合
  - イ 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ウ 県職員または当該協定関係者に対して、当該企画募集に関わる不正な接触の事 実が認められた場合
  - エ 協定締結の手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6)協定の締結にあたって、評価が最も高かった企画提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではなく、内容の詳細について別途協議・調整のうえ、企画提案の内容を一部変更して協定締結することがあります。

- (7) 上記(6) について、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、必要な具体の協定条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随協定締結の手続きに進みますが、7日以内(予定)に交渉が整わない場合は、県は、次点者に選定された者と改めて同様の交渉を行うこととなります。
- (8)協定書に基づく取組において個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法等関係法令を遵守してください。
- (9) 応募に必要な書類の様式や要領等は、薬務衛生課ホームページに掲載します。
- (10) 協定に基づく取組において知り得た情報は、協定の趣旨・目的以外には使用しないでください。
- (11) 県は、協定に基づいて取り組んで得た成果を公表することがあります。

# 13 添付資料

- (1) 資料1「令和4年度高知県水道ビジョン推進協定に関する企画提案書作成要領」
- (2) 資料2「令和4年度高知県水道ビジョン推進協定の企画提案に関する様式」
- (3) 資料3「令和4年度高知県水道ビジョン推進協定の委託先募集に関する参考資料」

# 14 問合わせ先

高知県健康政策部 薬務衛生課 水道担当

<u>TEL</u>: 088-823-9577

FAX: 088-823-9264

E-Mail: 131901@ken.pref.kochi.lg.jp

応募に関する書類のダウンロード

薬務衛生課ホームページ [http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131901/]